

○公益財団法人東京都医学総合研究所動物実験指針

平成 23 年 3 月 16 日

22 医研本第 1474 号

改正 平成 24 年 3 月 13 日 23 医学研庶第 1642 号

(目的)

第 1 条 この指針は、公益財団法人東京都医学総合研究所（以下「所」という。）において、生命科学の探求、医療、福祉の向上等を図るため、動物実験を計画、実施するにあたり、遵守すべき事項を定め、動物実験を科学的、倫理的かつ安全に実施することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 動物を科学上の利用に供する場合は、「動物は命あるもの」であることを認識し、目的を達成できる範囲において、できる限りその使用数を減らし、できる限り動物を供する方法に代わり得る方法を利用し、できる限り動物に苦痛を与えない方法により実施することを基本原則とする。

(他の規程との関係)

第 3 条 この指針は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）及びその他の動物実験等に関する法令等を踏まえ、動物実験の原則を明らかにするものである。

2 実験動物施設において、動物実験を行う場合は、別に定める動物実験倫理要綱、実験動物施設運営要綱、遺伝子組換え生物等安全管理要綱、及び病原体等安全管理要綱等に従うものとする。

(定義)

第 4 条 本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるとおりとする。

- (1) 動物実験等：本条第 2 号に規定する実験動物を教育、試験研究及びその他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物：動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類、爬虫類又は両生類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (3) 施設等：飼養保管施設及び動物実験室をいう。
- (4) 飼養保管施設：実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (5) 動物実験室：飼養保管施設以外で、実験動物に実験操作（48 時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (6) 動物実験計画：動物実験等の実施に関する計画をいう。

- (7) 動物実験実施者：動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者：動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 実験動物施設管理者：所長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (10) 実験動物管理者：実験動物に関する知識及び経験を有する職員で、実験動物施設管理者を補佐し、実験動物及び施設等の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者：実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等：理事長、所長、実験動物施設管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等：所における動物実験指針及び動物実験等に関する各行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第5条 この指針は、所で行われるすべての動物実験に適用する。

(理事長の責務)

第6条 理事長は、動物実験を適正かつ円滑に実施するために、適切な動物飼育施設及び動物実験施設を設け、その管理運営に必要な組織体制を整備する。

- 2 理事長は、所で実施されるすべての動物実験等の実施に関して最終的な責任を有し、所長をもって、本指針に定める措置、その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じさせるものとする。

(実験動物管理者)

第7条 所長は、実験動物専門家として、獣医学的管理を含む動物管理を行うため、実験動物管理者を任命する。

- 2 所長は、実験動物管理者の協力を得て、実験実施者、飼養者等の関係者を教育するとともに、関連法令並びに指針等の周知を図るものとする。

(委員会の設置)

第8条 所長は、動物実験が本指針等に沿って科学的かつ倫理的及び安全に行われるよう、所に動物実験倫理委員会及び実験動物施設運営委員会を設置する。

- 2 動物実験倫理委員会の委員及び運営に関する事項は、動物実験倫理委員会要綱で定めるものとする。
- 3 実験動物施設運営委員会の委員及び運営に関する事項は、実験動物施設運営委員会要綱で定めるものとする。

(安全管理)

第9条 所長は、物理的、科学的、生物的に危険な材料等を取扱う動物実験においては、関係法令等並びに施設及び設備の状況を踏まえ、実験実施者等の安全確保及び健康保持のほ

か、公衆衛生、生活環境及び生態系の保全上の支障を防止するように努めなければならない。

(動物実験計画の立案、承認)

第10条 実験責任者は、動物実験の実施に当たっては、あらかじめ動物実験計画書を所長に提出し、所長の承認を得なければならない。

2 動物実験終了後、所長は、実験責任者から動物実験計画の実施結果について報告を受け、必要に応じ、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じなければならない。

(実験動物の飼育管理)

第11条 実験動物の飼育管理は、「動物の愛護及び管理に関する法律」「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する規準」に従うほか、飼育環境の微生物制御等の科学的観点から、動物実験等に必要な飼育管理方法を踏まえ、適切に行わなければならない。

(教育訓練の実施)

第12条 所長は実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるように努めなければならない。

(自己点検、評価)

第13条 所長は、動物愛護に配慮し、かつ科学的な動物実験等の推進を図るため、本指針並びに動物実験倫理要綱、実験動物施設運営要綱、遺伝子組換え生物等安全管理要綱、病原体等安全管理要綱等の規程との整合性に関し、定期的に自己点検、評価を行う。また、必要に応じて外部の者による検証を行う。

(情報公開)

第14条 所長は、指針等に基づき、動物実験等に関する情報について、個人情報や研究情報の保護への影響に配慮しつつ、それぞれ適切と判断された方法で情報公開を行い、当該機関における動物実験等に関わる情報の社会的透明性の向上に努める。

(指針の改廃)

第15条 この指針の改廃は所の運営会議において審議し、その議を得て所長が決定して理事長に報告する。

附 則

1 この指針は、平成23年4月1日から施行する。

2 動物実験指針(平成21年3月31日付20医研臨第1385号)、動物実験指針(平成元年7月31日付元精研管調第86号)、動物実験指針(平成3年2月22日付3神研管庶第722号)は廃止する。

附 則(平成24年23医学研庶第1642号)

この指針は、平成24年4月1日から施行する。